

## 高根沢町人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高めるため、高根沢町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成19年度の人事行政の運営などの状況を公表します。

これは、皆様に町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくために公表するものです。

### (1) 職員の任免及び職員数に関する状況

【級別職員数の状況】(H19.4.1現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	1級	2級	3級	計
代表的な職務	主事	主任主事	主査	サブリーダー	リーダー	課長	部長	労務職			
職員数 (構成比)	15人 7.1%	29人 13.8%	56人 26.5%	44人 20.9%	31人 14.7%	15人 7.1%	4人 1.9%	2人 0.9%	3人 1.4%	12人 5.7%	211人 100.0%

※ 特別職、教育長及び塩谷広域行政組合への派遣職員1名は除いています。(以下同じ)

【職員の構成(部門別)】(各年度4.1現在)

区分	18年度	19年度	比較増減	
一般行政関係	議会	3人	3人	0人
	総務	48人	54人	6人
	税務	14人	14人	0人
	農水	16人	16人	0人
	商工	2人	3人	1人
	土木	18人	15人	▲3人
	民生	39人	35人	▲4人
	衛生	11人	12人	1人
計	151人	152人	1人	
特別行政部門	教育	44人	43人	▲1人
公営企業等	水道	8人	6人	▲2人
	下水	6人	5人	▲1人
	その他	5人	5人	0人
計	19人	16人	▲3人	
合計	214人	211人	▲3人	

【職員の採用状況(受験者数)】

区分	受験者数			採用者数
	男	女	計	計
一般事務	20人	8人	28人	1人
その他	0人	0人	0人	0人
計	20人	8人	28人	1人

【退職者数】

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職	計
一般行政職	2人	3人	2人	1人	8人
技能労務職	1人	0人	0人	0人	1人
計	3人	3人	2人	1人	9人

【再任用職員】退職者等で再任用を希望する者を1年(H19.4.1現在)以内の任期で再任用する

区分	男	女	計
一般行政職	0人	0人	0人
技能労務職	0人	0人	0人
その他	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人

【任期付職員】高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者等を任期を定めて任用する

区分	男	女	計
特定任期付	0人	0人	0人
一般任期付	0人	0人	0人
任期付短時間勤務	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人

### (2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

【人件費の状況】(全会計決算)

区分	住民基本台帳 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	給与 B	給与費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
19年度	30,941	17,330,007	657,854	1,282,180	7.4	7.8

※ 給与に退職手当は含みません。

【初任給の状況】(平成20年4月1日現在)

区分	学 歴	高根沢町	国
		初任給基準	初任給基準
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円
	短 大 卒	152,800 円	152,800 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円

【特別職及び教育長の給料等の状況】(平成20年4月1日現在)

区 分	給料(報酬)	期 末 手 当		勤 勉 手 当	
町 長	750,000 円	6月期	1.60 月分		
副 町 長	589,000 円	12月期	1.75 月分		
		計	3.35 月分		
教 育 長	546,000 円	6月期	1.40 月分	6月期	0.75 月分
		12月期	1.60 月分	12月期	0.75 月分
		計	3.00 月分	計	1.50 月分
議 長	345,000 円	6月期	1.60 月分		
副 議 長	270,000 円	12月期	1.75 月分		
議 員	240,000 円	計	3.35 月分		

【職員手当の状況】(全会計)

区 分	内 容	支給実績															
期 末 ・ 勤 勉 手 当	6月期 12月期 ○期末手当 1.4月 1.6月 ○勤勉手当 0.75月 0.75月 ※職務段階に応じた加算措置 有	324,714 千円															
扶 養 手 当	○配偶者 13,000円 扶養親族(配偶者除)1人につき:6,500円 ○配偶者がいない場合(未婚等) 扶養親族1人目11,000円、2人目以降6,500円 ※特定期間 満15歳(4/1)~満22歳(3/31) 一人につき5,000円加算	24,614 千円															
住 居 手 当	○借家の場合:家賃に応じて最高額 27,000円 (家賃12,000円未満については支給なし) ○持家の場合:新築して5年間 月額 2,500円	5,936 千円															
通 勤 手 当	交通機関利用者 電車・バス等の運賃相当額 最高限度額 月額55,000円 自家用車利用者 片道2キロ以上5キロ未満 月額 2,000円 片道5キロ以上10キロ未満 月額 4,100円 最高限度額 月額 24,500円	11,110 千円															
時 間 外 勤 務 手 当	○正規の勤務時間外に勤務を命じられた場合に支給される手当 (算出方法) (給与月額×12)/(1週間あたりの勤務時間×52)×割増率	76,778 千円															
管 理 職 手 当	部長級 月額 79,700円 課長級 月額 58,200円 リーダー級 月額 39,700円	29,698 千円															
退 職 手 当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>退職事由</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>21.00 月</td> <td>27.30 月</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>33.75 月</td> <td>42.12 月</td> </tr> <tr> <td>勤続30年</td> <td>47.50 月</td> <td>51.48 月</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>59.28 月</td> <td>59.28 月</td> </tr> </tbody> </table>	退職事由	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	21.00 月	27.30 月	勤続25年	33.75 月	42.12 月	勤続30年	47.50 月	51.48 月	最高限度額	59.28 月	59.28 月	165,273 千円
退職事由	自己都合	勸奨・定年															
勤続20年	21.00 月	27.30 月															
勤続25年	33.75 月	42.12 月															
勤続30年	47.50 月	51.48 月															
最高限度額	59.28 月	59.28 月															

(注) 1. 内容欄については、平成20年4月1日現在の状況を記載しています

2. 支給実績欄については、平成19年度における状況を記載しています

【勤務時間の状況等】(平成20年4月1日現在)

保育園や図書館など本庁以外の勤務場所では、これと異なる勤務形態の場合があります。

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
40時間	8:30	17:30	12:00~13:00	土曜日及び日曜日

※但し、窓口業務は月・金曜日に限り19:15まで業務を延長しております。

【年次有給休暇取得等】(平成19年度実績)

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員 (c)	平均取得率 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
6,987 日	2,012 日	177 人	11.4 日	28.8 %

(注) 対象職員は町長部局に勤務し、H19.1.1~H19.12.31までの全期間を在職した職員

労務職、育児休業、退職の事由がある職員及び派遣職員等を除く一般職員

【年次休暇】1年につき20日間。現年度分につき翌年度に20日を限度として繰越が出来る

【育児休暇】当該職員の3歳に満たない子を養育するため、3歳に達する日まで育児休暇を取ることが出来る。

【病欠休暇】職員が負傷又は疾病のため治療する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇

公務上の負傷又は疾病及び結核性疾患・・・1年以内、その他の負傷又は疾病・・・180日以内

【介護休暇】職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等が負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする休暇

6ヶ月の期間内において必要とされる日

【結婚休暇】職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき(連続5日の範囲内)

【特別休暇】出産、忌引、骨髄提供のための休暇など特別の理由により勤務しないことが相当である場合

(3) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

【分限処分】職員の身分保障を前提としつつ、職員がその責務を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいう

区 分		免 職	休 職	降 給	計
分 限 処 分	勤務実績が良くない場合	0 人	0 人	0 人	0 人
	心身の故障の場合	0 人	1 人	0 人	1 人
	特に必要な適格性を欠く場合	0 人	0 人	0 人	0 人
	その他	0 人	0 人	0 人	0 人
計		0 人	1 人	0 人	1 人

【懲戒処分】職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいう

区 分		免 職	停 職	減 給	戒 告	計
懲 戒 処 分	信用失墜行為の禁止	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	秘密を守る義務	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	政治的行為の制限	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	争議行為等の禁止	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	その他	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【公平委員会の状況】

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置されており、その権限は同法第8条第2項において定められています。また同法第7条第4項で事務を委任しております。

昨年度において、「勤務条件に関する措置の要求」、「不利益処分に関する不服申立て」はありませんでした。

(4) 職員のサービスの状況

すべての公務員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務が課せられています。

「信用失墜行為の禁止」、「秘密を守る義務」、「政治的行為の制限」、「争議行為等の禁止」などがあります。

平成19年度においては、服務義務違反により処分された事件はありませんでした。

(5) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

【職員の研修】

栃木県市町村職員研修協議会(自治研修所)で行われる研修や、塩谷・那須南ブロック市町村職員研修連絡協議会、また町単独で実施しているメンタルヘルス研修を実施し、資質向上による仕事の効率化及び人材の育成を図る。

研修項目	参加予定	参加数	受講率
市町村ブロック研修	39 人	37 人	94.9 %
県研修協議会	24 人	19 人	79.2 %
町単独研修	201 人	67 人	33.3 %
市町村アカデミー	2 人	2 人	100 %
合計	266 人	125 人	47 %

【勤務成績の評定の状況(人事評価制度の状況)】

本町の人事管理も、民間の人事制度の動向や国家公務員制度の見直し状況にも留意しながら、「職員の意欲、能力、実績が適性に評価される人事管理制度」とするため、人材育成を基本とした人事評価制度の構築を進めている。

【職員の昇任試験受験状況】

サブリーダー級・リーダー級・課長級・部長級試験があり、それぞれ筆記試験、口頭試問、勤務評定などの試験内容。

『サブリーダー級試験受験資格』 大卒者12年以上、短大卒者14年以上、高卒者16年以上

『リーダー級試験受験資格』 サブリーダー級の在職期間が4年

『課長級試験受験資格』 リーダー級の在職期間が4年以上

『部長級試験受験資格』 課長級の在職期間が3年以上

区 分	男	女	計	合格率
サブリーダー級試験	8 人	1 人	9 人	44.4 %
合格者	3 人	1 人	4 人	
リーダー級試験	9 人	1 人	10 人	30.0 %
合格者	2 人	1 人	3 人	
課長級試験	10 人	0 人	10 人	30.0 %
合格者	3 人	0 人	3 人	
部長級試験	0 人	0 人	0 人	0.0 %
合格者	0 人	0 人	0 人	

(6) 職員の福利及び利益の保護の状況

区 分	受診者数	内 容 等
定期健康診断	156 人	職員の健康に対する認識を再確認し、病気の早期発見・早期治療に努める年1回、定期健康診断、成人病健康診断、子宮頸ガン検診を実施
人間ドック・脳ドック	99 人	医療機関等が実施する総合検診(30歳以上の希望者)
産業医による健康面談	181 人	職場環境及び執務状況について適正化を図るとともに、職員の健康状態を把握し、相談に応じる。

【安全衛生管理委員会の設置】

基本方針… 職員の安全と健康を確保するとともに、快適で健康的な職場環境を形成し、活性化を図る。

構成人員… 安全衛生管理責任者である副町長を筆頭に、産業医、保健師、職員団体からの推

薦者等で構成、年間計画や安全管理についての審議をし必要な措置を講じる。

【災害補償の状況】

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)又は通勤による災害によって生じた損害を補償し及び必要な福祉事業を行い、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

平成19度においては、1件該当がありました。

災害の種類	件 数	災害の内容
公務上の災害	1 件	頭部切挫傷
通勤災害	0 件	